

大阪市告示第1229号

次の施設について、大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号）第4条第5項及び同条例第5条第4項により読み替えられた第4条第5項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第6項及び同条例第5条第4項により読み替えられた第4条第6項の規定に基づき告示する。

令和5年9月22日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立男女共同参画 センター南部館	令和5年11月4日（土）	午前9時30分から午 後5時まで

（市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課）